

栃木県国民健康保険団体連合会心の健康づくり計画

1. はじめに

厚生労働省においては、平成 18 年 3 月に「労働者の心の健康の保持増進のための指針」を策定し、事業所は「心の健康づくり計画」に基づくメンタルヘルスケアの積極的な推進に努めることとされました。さらに、平成 27 年 11 月には、労働安全衛生法の一部改正に伴い、ストレスチェック制度を義務化するなど、メンタルヘルス対策を積極的に推進しています。

一方で、近年の本会を取り巻く情勢は急激に変化し、求められる役割や果たすべき責任が大きくなっており、本会の職員が能力を最大限に発揮し、質の高い保険者サービスを提供するためには、職員一人ひとりが心身ともに健康であることが大切です。

このような状況を踏まえ、厚生労働省の指針に基づき、職員の心の健康づくり及び活気ある職場づくりのため、本会の関係者が各種のメンタルヘルス対策に積極的に取り組むための計画を「心の健康づくり計画」として定めます。

2. 計画の期間

計画の期間は、令和 4 年 11 月から令和 7 年 3 月までとします。

3. 目標

- ①円滑なコミュニケーションの推進により、活気ある職場づくりを行います。
- ②メンタルヘルス不調者の早期発見、早期対応に努めるとともに、退職者の円滑な職場復帰支援を行います。

4. 具体的な取り組みと実施体制

(1) 問題点の把握と改善

①衛生委員会における対応

毎月の衛生委員会において、本会におけるメンタルヘルス対策や時間外勤務の全体的な状況等について意見交換を行い、問題点の把握と改善に努めます。また、ストレスチェックの実施により、ストレスの原因となる職場環境を把握し、改善に繋がります。

②ラインケアにおける対応

各課長は、メンタルヘルス不調者の早期発見に努め、発見に至った場合は速やかに総務課長へ報告します。また、課長以外の職員においても、メンタルヘルス不調者と思われる職員を発見した場合は、所属課長へ報告し、ラインケアに繋がります。

(2) ストレスチェックの実施

メンタルヘルス不調の一次予防を主な目的として、本会ストレスチェック制度実施規程に基づき、ストレスチェックを行います。

総務課長は、ストレスチェックの事務を実施し、衛生管理者は、産業医と連携し、面接指導を受けなければならないと判定された職員への対応を行います。

(3) 心の健康づくりに関する研修の実施

①職員向けの研修

総務課長は、一次予防としてのセルフケアを促進するため、全職員に対しメンタルヘルス研修を実施します。(隔年)

②課長級職員への研修

総務課長は、二次予防としてのラインケアを促進するため、課長級職員を対象としてラインケア研修を実施します。(毎年)

③衛生管理者への研修

総務課長は、衛生管理者によるケアを促進するため、必要に応じて、外部団体が実施する研修等への参加の機会を設けます。(随時)

(4) 相談窓口の設置

以下のとおり各種の相談窓口を設置するとともに、定期的に職員に相談窓口を周知します。

①衛生管理者による相談窓口の設置

衛生管理者による相談窓口を設置します。

また、本人の希望により、産業医への相談についても可能とします。

②本会が仲介する外部相談機関への相談窓口の案内

本会が仲介する外部のカウンセラーへの相談窓口を案内します。

③その他外部相談機関の案内

各種の外部団体(本会の仲介なし)が設置する相談窓口について、随時、最新の情報を把握し、定期的に職員に周知します。

④ハラスメント苦情相談窓口の設置

総務課長、総務課総括課長補佐、衛生管理者による各種ハラスメントに関する相談窓口を設置します。

(5) 休職者の職場復帰支援の実施

三次予防としての職場復帰支援について、総務課長は、産業医の意見を踏まえ、事務局長との協議により、休職者の職場復帰が可能と判断した場合、職場復帰の支援を行います。

また、職場復帰の支援にあたっては、総務課長は、産業医の意見を踏まえ、衛生管理者と連携し、円滑な職場復帰に向けた計画を策定します。

5. 個人情報の保護

健康情報やストレスチェックに係る個人情報の取得、保管、利用等については、必要最低限の職員に限定したうえで、特に細心の注意を払い、職員のプライバシーを保護します。また、職員からの相談対応に当たった者は、そこで知り得た個人情報について、正当な理由なく他に漏らしてはなりません。

6. 計画の推進

毎月の衛生委員会において、メンタルヘルス対策や時間外勤務の状況等について意見交換を行います。また、毎年2月の衛生委員会において、当該年度のメンタルヘルス対策事業の実施結果の評価を行い、必要に応じて翌年度に向けて改善を行います。